

計量法関係法令抜粋

(平成5年11月改正)

計量法

(取引及び証明の定義)

第2条2項

この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は勤務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

(計量器の定義)

第2条4項

この法律において「計量器」とは計量するための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係わる基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

(施行令第2条)

特定計量器は次のとおりである。

- 1 1. 最大需要電力計
- 1 2. 電力量計
- 1 3. 無効電力量計

(使用の制限)

第16条

次の各号の一に該当するもの(————)は取引又は証明における法定計量単位による計量(————)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

第1項

第2号 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器は取引証明上使用することはできない。

イ 検定証印が付されている特定計量器(検定対象計量器であつて)

ロ 第90条の規定に基づく指定製造事業者が製造した特定計量器であつて、第96条第1項(第101条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの

第3号 第72条第2項の政令で定める計量器(有功期間のある計量器)で検定証印又は指定製造事業者による表示が付されたものであつてその有効期間を経過したものは取引証明上使用できない

第2項

通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が行う変成器付電気計器検査を受け合番号が付されているものでなければ取引又は証明に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

この第2項の政令で定めるものは、施行令第6条により、次の3種が規定されている。

- 1・最大需要電力計
- 2・電力量計
- 3・無効電力計

(検定等をすべき期限)

第160条

-----通商産業省令で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。

(検定検査規則第67条)

法第160条第1項の通商産業省令で定める期間は、次に揚げるとおりとする。

第1号 検定

- | | |
|---|-----|
| イ 型式承認表示の付された特定計量器 | 20日 |
| ロ 変成器付電気計器検査の申請をしているものであって型式承認表示の付された変成器付電気計器 | |
| (1) 検定所において実施するもの | 30日 |
| (2) 当該変成器付電気計器の所在の場所において実施するもの | 50日 |
| ハ 型式承認表示を付していない特定計量器 | 3月 |

第2号 変成器付電気計器検査 第1号ロ(1)又は(2)の期間

(罰則)

第172条 次の各号の1に該当する者は6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

(検定諸印等の有効期間のある特定計量器)

施行令第18条 法第72条第2項の政令で定める特定計量器は別表第3の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の掲げるとおりとする。

特 定 計 量 器	有効期間
最大需要電力計	5年
電 力 量 計	
イ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計（変成器とともに使用されるもの及びロ（2）に掲げるものを除く）	10年
ロ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計のうち次に掲げるもの （1） 定格1次電流が120A以下の変流器とともに使用されるもの （2） 定格電流が20A又は60Aのもの	7年
ハ イ又はロに掲げるのも以外のもの	5年
無効電力量計	5年

電気計器検定業務取扱内規

制定 平成6年7月18日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この内規は、電気計器の検定及び変成器付電気計器検査に関する業務を適正に運営することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規は業務方法書第4条第1項に基づく検定及び第3章に基づく変成器付電気計器検査業務の取扱に適用する。

(用語の定義)

第3条 この内規において使用する用語は、計量法関係諸法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるものによる。

- (1)「変成器付電気計器検査」とは、計器及びこれとともに使用する変成器について行う検査をいう。なお、以下特にことわりがない場合は、検定に含めるものとする。
- (2)「提出検定」とは、単独計器又は変成器付計器及び変成器が提出されたときの検定をいう。
- (3)「出張検定」とは、変成器付計器だけが提出され、変成器はその所在の場所で検査する検定をいう。
- (4)「特別検定」とは、変成器付計器だけが提出され、変成器は提出されないときの検定をいう。
- (5)「一般検定」とは、単独計器の提出検定又は変成器付計器と変成器との個々の組み合わせを指定した検定をいう。
- (6)「特定検定」とは、変成器付計器と変成器との群の組み合わせを指定した検定をいう。

第3節 特別検定

(実施要件)

第17条 特別検定は、次の各号に該当する場合に行うことができる。

- (1) 変成器に付いている合番号票に表示された月日から10年を経過していないこと。
- (2) 変成器の一部取替え又は追加がないこと。
- (3) 変成器の定格値に変更がないこと。ただし、多重定格であったものを単一定各に変更する場合はよい。

(受理要件)

第18条 特別検定の申請があったときは、第9条の規定を準用するほか、変成器記載書(検則様式第5)及び次の各号について確かめる。

- (1) 申請の使用負担が、原検定又は、特別検定(以下「原検定等」という。)のときの負担範囲以内であれば、検定を受ける変成器付計器だけが提出されていること。
- (2) 申請の使用負担が、原検定等のときの負担範囲を超えるとき又は単一負担から多重負担に変更したときは、変成器を共用する計器全部が提出されていること。
- (3) 分離形計器は、原則として送量装置及び受量装置が同時に提出されていること。
- (4) 変圧器を共用する場合で、二次導線を変更するときは、原則として変圧器を共用する計器全部が提出されていること。
- (5) 原検定等のときと計器の種類が異なるときは、その変成器の試験成績が計器の種類に対応した合格限度を満たしていること。

(申請受理)

第19条 前条による条件が満たされたときは、申請を受理する。

証明用電気計器（子メータ）の検定の有効期限の表示について

証明用電気計器（子メータ）の検定の有効期限は、次のように表示されています。

単独計器（ラベルで表示する）

計器のガラスカバーの正面にはってある図のようなラベルにその計器の検定の有効期限が表示されています。

なお、昭和64年以前に検定を受けた計器につきましては、ラベルの年数が昭和の元号の数字で表示されています。

ラベルによる有効期限



変成器付計器（検定票で表示する）

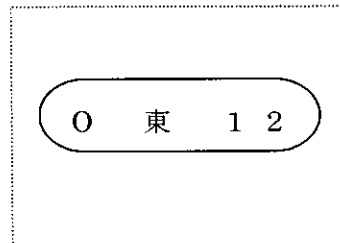
計器の正面に向かって右側に取付けられている灰色又は茶かっ色の小判形のファイバー票を検定票といい、検定票にその計器の有効期限が表示されています。

右図の例は、有効期限平成12年1月を示します。

同じところにもう一枚真鍮の合番号票が付いています。

合番号票は変成器と共に検定を合格した月日と検定番号が表示されています。

検定票による有効期限



特定計量器の有効期限

1. 最大需要電力計 5年
2. 電力量計
 - イ・定格電圧が300V以下の電力量計 10年
(変成器とともに使用されるもの及び口に掲げるものを除く)
 - ロ・定格電圧が300V以下の電力量計のうち、次に掲げるもの 7年
 - (1) 定格一次電流が120A以下の変成器とともに使用されるもの
(定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用されるものを除く)
 - (2) 定格電流が20A又は60Aのもの
 - ハ・イ又は口に掲げるもの以外のもの 5年
3. 無効電力量計 5年

第6章 検定証、検定ラベル、検定票、合番号票及び封印

(検定証印の有効期間満了の月日)

第86条 単独計器の検定証印の有効期間満了の月日は、検定に合格した月の翌月から起算して、Ⅲ形計器（定格電流が30A又は120Aのもの）又はⅣ形計器（定格電流が200Aのもの）は10年後の年月、Ⅱ形計器（定格電流が20A又は60Aのもの）は、7年後の年月とする。

2 変成器付計器の検定証印の有効期間満了の年月は、検定に合格した月の翌月から起算して、5年後の年月とする。ただし、定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用される普通計器（定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用されるものを除く。）は、7年後の年月とする。

(検定証及び検定ラベル)

第87条 単独計器に付ける検定証及び検定証印の有効期限を表示する検定ラベルは、次の各号による。

(1) 検定証は検定証印及び検定に合格した年（西暦年の下2けたの数字で表す。）を下図のように封印キャップの表面にモールドしたものとす。



(2) 検定ラベルは、検定証印の有効期間の満了の年月を下図のように印刷したものとし、10年後の年月を表示したラベル（以下、10年ラベルという。）と7年後の年月を表示したラベル（以下、7年ラベルという。）の2種類とする。

